

## 医療保険制度の抜本改革に関する緊急意見

高齢者医療問題の根本的な解決を図り、医療保険制度を抜本的に改革するため、我々3団体はすべての国民を通ずる医療保険制度の一本化を主張してきた。

しかし、医療保険福祉審議会では、高齢者健康保険制度の創設（別建方式）と退職者健康保険制度の創設（突き抜け方式）の2案に絞った議論が行われているため、先般、医療保険制度の一本化を検討するよう要請した。しかし、その後今日に至るまで我々の要請は採り上げられておらず、誠に遺憾である。

現在の医療保険制度では、各制度間の年齢・所得に大きな格差があり、そのため被保険者間に不公平が生じ、法の下での平等という観点からも問題がある。特に、国民健康保険は、構造的に高齢者、低所得者が多いため、その保険料負担が他の医療保険に比べて著しく高くなっている（別紙1及び2参照）。市町村保険者においては、一般会計からの多額の繰入れなどにより運営しているが、もはや限界に達している。今後の高齢者の一層の増加を考慮すると、将来にわたって国民皆保険体制を維持していくためには制度の一本化による公平な医療保険制度の構築がなされなければならない。また、薬価制度のあり方を含む医療費の適正化についても十分な検討がなされる必要がある。

我々3団体は、「医療保険改革問題研究会」を設置し、さらに具体的な検討を行っているが、国における検討状況を憂慮し、再度、緊急に、一本化についての検討を行われるよう強く要請する。

平成 11 年 5 月 12 日

全 国 市 長 会  
全 国 町 村 会  
国民健康保険中央会

## 健康保険間の負担の比較

(単位:万円)

総収入額	保険区分 自治体名	国民健康保険 (世帯員数)			健康保険組合	政府管掌保険
		2人	3人	4人		
(1)収入なし	A	3.0	4.5	6.0		
	B	3.9	4.8	5.6		
	C	2.3	3.0	3.7		
	D	4.4	5.1	5.7		
	E	2.8	3.8	4.7		
	F	4.6	5.3	6.1		
(2)年収100万円 (月収58,824円)	A	5.0	7.6	10.1	2.8	4.8
	B	5.7	7.1	8.6	2.2	
	C	3.9	5.0	6.1	2.8	
	D	5.8	6.9	7.9	3.1	
	E	4.8	6.3	7.8	4.2	
	F	5.8	6.9	8.0	3.9	
(3)年収200万円 (月収117,647円)	A	20.6	22.6	26.7	4.0	6.2
	B	17.2	17.7	20.0	4.5	
	C	14.2	14.4	16.2	5.6	
	D	14.7	15.0	16.7	4.0	
	E	17.3	17.8	20.2	5.4	
	F	14.1	15.9	17.8	5.0	
(4)年収300万円 (月収176,471円)	A	29.1	34.1	39.2	6.0	9.4
	B	22.9	25.7	28.5	6.7	
	C	19.4	21.6	23.8	8.4	
	D	19.1	21.2	23.4	6.0	
	E	23.6	26.6	29.6	8.2	
	F	18.8	20.6	22.5	7.7	
(5)年収500万円 (月収294,118円)	A	47.7	50.0	50.0	10.2	15.7
	B	35.3	38.1	40.9	12.0	
	C	30.8	33.0	35.2	14.1	
	D	28.8	30.9	33.1	10.1	
	E	37.3	40.3	43.3	13.7	
	F	29.1	30.9	32.8	12.8	
(6)年収700万円 (月収411,765円)	A	50.0	50.0	50.0	14.1	21.5
	B	48.4	51.3	52.0	15.7	
	C	43.0	47.7	47.4	19.7	
	D	39.1	41.3	43.4	13.8	
	E	51.9	53.0	53.0	18.7	
	F	40.1	41.9	43.8	17.6	
(7)年収900万円 (月収529,412円)	A	50.0	50.0	50.0	17.7	27.8
	B	52.0	52.0	52.0	20.1	
	C	53.0	53.0	53.0	25.4	
	D	50.4	52.6	53.0	17.8	
	E	53.0	53.0	53.0	24.2	
	F	52.1	53.0	53.0	22.7	

## 比較の条件

- (1) 平成10年度における本人負担の年間保険料。
- (2) 国保については、各市町村の所得割額、均等割額、平等割額、資産割額(1世帯平均)により試算。
- (3) 健保組合は各市町村域の平均的な事例により試算。
- (4) 総収入については、国保の場合は、比較を容易にするため給与収入者として試算。健保組合については標準報酬月額に基づいて試算。  
ただし、ボーナスについては5か月と仮定し、各保険制度の定めによる特別保険料を試算。

注) 健保組合については、Fの事例を除いて、調査対象の事例とした組合はボーナス時の特別保険料を賦課していない。

## 国 保(市町村)・組合健保・政管健保の加入者平均年齢の状況

別紙 2

平均年齢	国 保(市町村) (平成8年度)					組合健保 (平成8年度)					政管健保 (平成8年度)
	保険者数	割合 (%)	加入者数(人)	割合 (%)	1保険者当たり 平均被保険者数(人)	保険者数	割合 (%)	加入者数(人)	割合 (%)	1保険者当たり 平均被保険者数(人)	
～ 30歳未満						65	3.6	638,573	2.0	9,824	
30歳以上 ～ 35歳未満						1,084	59.7	22,624,140	70.6	20,871	
35歳以上 ～ 40歳未満	13	0.4	275,168	0.7	21,167	623	34.3	8,485,582	26.5	13,621	36.6歳(3,821万人)
40歳以上 ～ 45歳未満	91	2.8	1,596,673	4.1	17,546	42	2.3	314,945	1.0	7,499	
45歳以上 ～ 50歳未満	746	23.0	17,410,014	44.8	23,338	1	0.1	1,720	0.0	1,720	
50歳以上 ～ 55歳未満	1,331	41.0	15,296,339	39.4	11,492						
55歳以上 ～ 60歳未満	804	24.7	3,781,420	9.7	4,703						
60歳以上	264	8.1	468,004	1.2	1,773						
合 計	3,249	100.0	38,827,618	100.0	11,951	1,815	100.0	32,064,960	100.0	17,667	
平均年齢	50.4歳					33.9歳					

(注) 組合健保の平均年齢は、「健康保険組合事業年報等」により、国保中央会にて推計したものである。